

木内清議長に対する議長辞職勧告決議

令和4年6月13日、墨田区議会は、木内清議長に対する不信任動議を可決、9月30日には、同じく議長辞職勧告決議を可決、11月30日には、墨田区議会議員の議員報酬の特例に関する条例を制定し、議長の議員報酬の月額を減額するなど、議長の辞職を強く迫ってきた。

議長は、地方自治法第104条により、議場の秩序を保持する責務を負っていると同時に、墨田区議会基本条例第9条により、民主的かつ効率的な議会運営を行う責務を負っている。

しかし、木内清議長は、これら規定に反し、約1年にわたりその職に固執するばかりで、議会の正常化に向けた努力を何ら行っていない状況にある。

また、木内清議長は、本会議や委員会の大部分を副議長に委ね、議会運営委員会等の主要な会議を欠席するなどの職務怠慢も認められ、住民の理解を得られるものではない。

よって、墨田区議会は、議長としての職責を果たしていない木内清議長に対し、速やかに議長職を辞職するよう強く求める。

以上、決議する。

令和5年3月24日

墨 田 区 議 会